

議案第94号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約を変更する協議について

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のとおり変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年12月10日

三朝町長 吉田秀光

平成16年12月10日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約（昭和43年告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表西伯郡の項中「、岸本町」を削り、「、伯耆町」を加え、日野郡の項中「、溝口町」を削り、「鳥取県市町村消防災害補償組合」を「鳥取県町村消防災害補償組合」に、「岸本町・南部町清掃施設管理組合」を「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。